



SB 30、AWGハイライト 2009年6月8日月曜日

午前中、AWG-LCAは非公式プレナリーを開催した。この日1日を通して、AWG-KP、AWG-LCA、SBI、SBSTAの多様なコンタクトグループおよび非公式協議が開催された。

AWG-LCA非公式プレナリー

AWG-LCA非公式プレナリーは、冒頭、土曜日午後に急死したベラルーシの代表団長Vladimir Tarasenkoの冥福を祈ることから始められた。ベラルーシ、アンブレラグループ、G-77/中国、EU、AOSIS、環境十全性グループの全てが、UNFCCC交渉プロセスでの同氏の功績と重要な役割を称え、同氏の家族および友人に弔意を表した。AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、Vladimir Tarasenko氏が常に持ち続けた熱意に負けない熱意で作業を続けることが、同氏の思い出に報いる最善の方法であると述べた。参加者は1分間の黙とうをささげた。

緩和：締約国は、議長の交渉文書（FCCC/AWGLCA/2009/8）中の緩和の章に対するコメント発表を続けた。

途上国の緩和：BAPの1(b)(ii)項（途上国の緩和）に関する問題の議論が続いた。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言、NAMAsはその規模や法的な特性の両方において、先進国の緩和約束とは明確に異なり、別なものだと主張した。同代表は、持続可能な開発を行う権利など、条約の原則を守る必要があると指摘した。同代表は、途上国の行動を先進国による資金移転および技術移転の約束の有効な実施と関係づける条約4.7条の実施の必要性を強調した。同代表は、MRVについて、先進国からの資金、技術、キャパシティビルディングの援助供与というそれ自体MRVの対象となる活動により、途上国がとることのできる行動にのみ適用されるべきだと述べた。同代表は、途上国が自国の資源を用いて実施する行動を国際的にどう認識するか、その方法を探る必要があると指摘した。

いくつかの途上国が、NAMAsと先進国からの援助との結びつきを強調した。パキスタンは、NAMAsに対する支援は追加的なものであるべきだと主張した。中国は、行動と支援に関する文章をバランスのとれた形で扱う必要があると指摘した。サウジアラビア、ガンビア、メキシコ、中国、



その他は、NAMAsは自主的なものであるべきだと指摘した。中国は、途上国がそれぞれの国情に応じて緩和行動を選択できるだけの柔軟性が必要だと主張した。

スイスは、NAMAsには各国の能力進展を反映させるべきであり、定量可能な結果にするべきだと発言し、最も先進的な途上国の行動はビジネスアズユージュアルから明確な差を有するものにすべきだと述べた。同代表は、低排出開発戦略に関する提案は最も先進的な途上国には有用だが、あまり先進的でない途上国にとっては過剰な要求だと述べた。

パキスタンは、「排出経路」や「ベースラインからの偏差」といった表現に懸念を表明、途上国の差異化は、AWG-LCAの作業やBAPの枠外であると述べた。同代表は、経済成長と貧困撲滅が途上国にとっての最優先事項であるとする明確な記述を冒頭に置くよう提案した。ポリビアは、NAMAsを検討する前に技術移転と能力開発を計測し評価するべきだと主張、NAMAsは先進国が資金および技術面の約束を果たした後でのみ実施されると述べた。

ブラジルは、途上国が1国単独で行う行動を認めることの重要性を説き、1国単独で行う行動はNAMAsではないと主張した。メキシコは、途上国が既に1国単独での行動を多数とっているが、それが文書に反映されていないと主張した。同代表は、NAMAsと低排出開発戦略とのリンクに関心を示した。

韓国は、NAMA登録簿に関する同国の提案に焦点を当て、他国からの関連の提案を検討する意思があると述べた。中国は、可能性のある登録簿には行動と支援の両方を含めるべきだと述べた。パキスタンは、登録簿および支援と承認メカニズムに関する文章をさらに練り上げる必要があると指摘した。ポリビアは、登録簿の有用性と必要性についてはまだ納得していないと述べ、オフセット利用の難しさを指摘した。ブラジルは、登録簿はCDM手順の模倣であってはならないと発言、登録簿に対する資金援助にはオフセットをつけるべきでないと述べた。NAMAsに関し、スイスは、農業部門を含めたREDDプラスが重要な役割を果たすと述べた。同代表は、提案されている登録簿は、NAMAsならびに資金援助や技術援助のMRVを透明性のある形で可能にするツールだとの明記を支持した。

中国およびその他は、MRVは援助を受けたNAMAsのみに適用されると主張、援助に関するMRVの記述を強める必要があると指摘した。パキスタンは、MRVメカニズムを国別報告書から独立させるよう提案した。



ガーナは、途上国に対する報告義務の追加に反対した。スイスは、資金援助および技術援助または炭素クレジットの恩恵を受けるNAMAsは、ガイドラインに沿った検証がなされるべきであり、COPの下でそのようなガイドラインを策定する必要があると指摘した。

REDDプラス：締約国はその後、BAPの1(b)(iii)項（REDDプラス）に関係する問題について議論した。

その目的、範囲、原則に関し、フィリピンはG-77/中国の立場で発言、REDD活動は適切な資金援助および技術援助を受けるべきだと主張した。南アフリカはアフリカグループの立場で発言、REDDを森林に限定せず、より広範なものにすることを希望した。

EUは、REDDプラスの行動と低炭素開発戦略との関係に注目した。同代表は、次のことを求めた；野心的なレベルの明記；準備性の強調；生物多様性への配慮をREDDに組み入れる；締約国のREDD政策導入の用意と登録簿導入能力の確保。

ニュージーランドは、REDDまたはREDDプラスメカニズムを設置する規定の導入を支持した。同代表は、範囲規定プロセスおよび非持続性への対処オプションを求めた。ノルウェーは、自国の提出文書に焦点を当て、新しい活動を追加する場合の基準が必要だと主張した。また同代表は、段階的な手法を求め、生物多様性に対するセーフガードを設置する必要があると主張、EUもこれを支持した。

ブラジル、ボリビア、ツバルは、NAMAsの中でREDDを扱うことを支持し、オフセットには反対した。インドは、REDDプラス活動の明確な定義が必要だと主張、トーゴもこれを支持した。ツバルは、REDDプラスの概念の明確化が必要だと指摘した。ツバル、パラグアイ、ボリビアは、国連先住民の権利宣言への言及を求めた。ツバルは、条約の下でREDDを取り扱う全体枠組の難しさを強調、非森林化や森林の劣化を促す需要側の要素に対応する必要があると指摘した。

メキシコは、REDDプラス行動のコベネフィットに関する表現の導入を提案、地域社会や先住民社会への利益分配にも配慮するよう提案した。

パプアニューギニアは、他の非森林の土地利用活動に関する記述挿入に反対し、NAMAsにREDDを入れるかどうか議論するのは時期尚早だと述べた。同代表は、リーケージの議論は国内のリーケージに限定するよう提案、国内の小区分アカウンティングに反対した。

米国は、排出量を発生させる森林および土地への負荷に対する緩和行動の検討を全締約国に提案する文章の挿入を求めた。同代表は、人口の増加や消費パターン、土地利用の意思決定の間の動的な結び付きを考えると、REDDプラスは広い視野でみるべきだと述べた。同代表は、文書の構成に



懸念を表明、他のタイプの緩和行動と共通するものが多い規定は緩和の広い枠組の中に組み入れるよう求めた。同代表は、資金および組織構成に関する規定は、文書のそれぞれ該当する箇所に入れ、REDDのセクションで繰り返すべきではないと述べた。

日本は、持続可能な森林管理のコベネフィットに注目、永続性の意味の明確化を求め、アカウントリングは国レベルで行うべきだと述べた。コロンビアは、文書には国情を反映させるべきであり、柔軟なものにする必要があると発言、NAMAsとREDDを「混ぜる」必要はないと述べた。パナマは、排出削減オプションとしてのREDDプラスの重要性を考えると、REDDプラスとNAMAsは別々にしておく必要があると主張、パラグアイもこれを支持した。

パラグアイは、先住民の役割への言及を支持、関連する条約や計画との協調を支持した。同代表は、REDDプラスの社会経済的な影響結果の議論では、消費パターンと関係する非森林化や排出の根本の原因を考える必要があると述べた。

オーストラリアは、2013年以降の体制における森林炭素市場を提案、必要な資金規模を得られるのは市場メカニズムだけだと述べた。同代表は、REDDプラスを広範な土地部門に拡大することを希望した。また同代表は次の項目への支持を表明した：自主参加、確固として透明性があり簡素なMRV、取引コストの抑制を目的とする効果的で効率的なガバナンス枠組、気候以外の成果にも役立つキャパシティビルディング。

中国は、自主参加を主張、土地利用への言及削除を提案、持続可能な開発との関係を指摘、REDDはオフセットメカニズムであってはならないと述べた。

実施方法に関し、アフリカングループ、ボリビア、エルサルバドル、パラグアイは、市場メカニズムではなく公共投融資の利用を希望すると表明したが、インド、インドネシアは、市場手法と市場外手法の組み合わせを支持した。

パプアニューギニアは、準備資金は複数以上の資金源から供与されるべきだと主張、市場ベースの削減は追加的なものであるべきで、単なるオフセットメカニズムの一部であってはならないと主張した。コロンビアは、先進国による準備資金供与でのMRVを支持、REDDプラスに対する資金供与の表現を強め、特定の資金源を明記するべきだと述べた。

ツバルは、たとえば次のような革新的な新しい資金源を支持した：排出枠の競売入札、国際輸送に対する課税、信託基金。同代表は、REDDでの市場メカニズムの利用に反対し、市場メカニズムではリーケッジや永続性、追加性に伴う問題を引き起こしかねないと指摘した。また同代表は、広範な気候変動基金の中にREDDの資金窓口を設けることを支持した。



米国は、一部のMRV要素は緩和の下の広範なMRVセクションの中に入れるべきだと述べた。パプアニューギニアは、IPCCガイドラインおよび手法論の利用を支持し、行動の検証はCOPの専門家レビューチームが行うべきだと発言、援助に関する検証は、途上国および先進国の代表による技術パネルが行うべきだと述べた。

パラグアイは、提案されているMRVはコストを増加させると指摘、こういったコスト分に対する（資金）約束を求め、COP管理下の資金メカニズムを希望した。インドは、行動に関するMRVは援助行動に限定されるべきだと主張、援助のMRVを推敲し、規定する必要があると発言、両者の相互補完性を強調した。

コンタクトグループおよび非公式協議

附属書I国排出削減量（AWG-KP）：コンタクトグループ会合で、締約国は次の項目に焦点を当てた：約束期間数と長さ；それぞれの開始日；約束期間に関する目標の設定方法。

約束期間数と長さに関し、いくつかの締約国は、2014年に完成予定のIPCC AR5など新しい科学に照らし合わせて約束を評価する必要があると主張した。また一部の締約国は、約束遵守を定期的に評価する必要があると指摘した。コロンビアは、関連する検討事項として交渉コストに注目した。EU、オーストラリア、アフリカグループ、その他は、炭素市場および民間部門に対し、シグナルを送る必要があると主張した。

ボリビアは、炭素市場にシグナルを送ることではなく、気候変動への対応が優先することを強調した。

南アフリカは、1つの長期の約束期間として中期レビュープロセスを設けるか、2つの5年間の約束期間として新しい科学知識に基づき約束を再評価する機会を設けるよう提案した。コロンビアは、2013-2020年と2021-2027年の2つの約束期間とし、それぞれの約束期間の中間点で中期レビューを行うことを提案した。アフリカグループは、頻繁な交渉とそれに伴うコストを避けるため、長期の約束期間を希望した。同代表は、アフリカ諸国の炭素市場参入の希望にも焦点をあてた。ミクロネシアはAOSISの立場で発言、2013-2017年の1つの約束期間を提案、現在の「不十分な削減幅（insufficient level of ambition）」の長期固定化は避けるべきだと主張した。また同代表は、全ての附属書I締約国が2020年までに1990年比45%削減するとの提案の場合、第2約束期間の削減目標は33%になると説明した。

フィリピンは、2013-2017年と2018-2022年の2つの5カ年約束期間を提案した。また1つの5カ年約束期間というAOSISの提案を検討する意思と柔軟性は持ち合わせるが、8か年の約束期間は長すぎる



として反対した。オーストラリアは、1つの約束期間を希望、5年か8年で検討する用意があると述べた。

日本は、2013-2017年は約束期間としては短すぎるとして反対し、2つの約束期間にも反対を表明、これでは先進国と途上国の区別があまりにも長期間固定されると述べた。同代表は、「2013-V」というオプションを文書に含めるべきだと発言した。EUは、2013-2020年の期間を提案、その一方で、ノルウェーとともに、他のオプションを検討する用意があると述べた。ノルウェーは、長期の約束期間の利点を指摘したが、科学の進歩に基づきレビューする必要があることを強調した。

コスタリカは、2つの約束期間を支持、今は最初の期間の目標値について合意し、次の約束期間の目標は後日決定することを提案した。インドは、2013-2020年の約束期間とし、2016年にレビューすることを支持した。スイスは、2020年で終わる1つの約束期間を希望、中期レビューよりも「進展の実証」のオプションを提案した。コスタリカ、コロンビア、アフリカグループ、フィリピンは、中期レビューの必要性を支持した。

オーストラリアは、中期レビューの結果により、約束期間の半ばで各国の約束を調整する手法を法的問題に関するコンタクトグループでの議論に委ねるよう提案した。

基本年または基本期間の設定に関し、南アフリカはG-77/中国の立場で発言、EU、スイス、ノルウェー、韓国、AOSISとともに、比較可能性の必要性に注目、1990年を基本年のまま残すことを支持した。ロシアも1990年を支持したが、複数以上の基本年とし、1990年をその1つとすることも受け入れると付け加えた。カナダは、もっと最近の基本年とすることを提案した。ニュージーランドは、1990年の基本年を支持、各締約国の努力を反映させ、人口の変化にも対応するべく、より最近の基本年も含めるべきだと付け加えた。また、複数以上の基本年導入の可能性も指摘した。

日本は、1990年を基本年とするなら特定の国が有利になるとし、約束を絶対量で表現することを支持し、これであれば基本年の問題は避けられると主張した。

AOSISは、複数以上の基本年では混乱すると発言、第1約束期間からの約束を附属書Bに保持すべきだとし、オーストラリアとニュージーランドもこれを支持した。タイは、附属書Bに一人当たりの排出量を示す列を付け加えるよう提案した。

EUは、相対的な努力と相対的な目標パーセンテージの均衡をとることに懸念を表明した。インドは、1990年から第2約束期間の終わりまでのCO₂原単位の変化を評価するよう提案した。



次に締約国は、附属書Bを改定するか、それとも新しく附属書Cを加えるか議論した。ニュージーランドは、新しい附属書Cを支持したが、附属書に新しい表を挿入する形での附属書Bの改定にも応じる意思があると述べた。

オーストラリアは、次の疑問点を法的問題に関するコンタクトグループでの議論に委ねることを提案、日本もこれを支持したが、南アフリカ、ブラジル、中国、その他はこれに反対した：附属書Cの付与；それと議定書20.1条（議定書の改定）との関係；第2約束期間の前に議定書を改定する必要があるかどうか。

韓国は、各国間の差異化ではなく行動での差異化を提案し、ブラジル、中国、シンガポール、その他とともに、新しい議定書の提案に反対した。非公式協議が続けられる。

法的問題（AWG-KP）：締約国は、議定書の附属書改定の手順に関するベラルーシ、EU、日本の提案について議論した。

ベラルーシは、現在の改定手順では自国の場合、時間がかかった同国の経験を指摘、ロシアもこれを支持した、さらにベラルーシは、附属書Aと附属書Bと可能性のある附属書Cの改定手順簡素化に関する文章について説明した。EUは、9条に基づく議定書の第2回レビューの内容に関し詳しい議論が行われたと指摘した。同代表は、改定手順簡素化に関する2つのオプションを紹介した、1つは「調整」オプション、もう1つは「オプトアウト（除去）」オプションである。日本は、改定手順に関する日本の提案について説明、全体の目的は他の提案に相似すると述べた。締約国は、3つの提案には重なる部分がある可能性を指摘した。共同議長のde Wetは、各提案の組み合わせ可能性に関する非公式協議を提案、各提案の推進者もこれに同意した。

他の法的問題の検討に関する日本とオーストラリアの質問に答えて、共同議長のde Wetは、他のAWG-KPコンタクトグループから委託された法的疑問点にのみ注目し、要請書案を作成するとのAWG-KP議長の指示を想起した。中国とアラブ首長国連邦は、AWG-KPのマンデートとこのコンタクトグループの焦点を尊重する必要があると主張した。

その他の問題（AWG-KP）：LULUCFスピノフグループは、共同議長の新しいノンペーパー提出を受け非公式に会合した。共同議長は、ノンペーパーには特に伐採木材製品、棒グラフ手法、湿地に関する新しい記述が含まれていると報告した。

条約の下でのキャパシティビルディング（SBI）：午前中、このコンタクトグループでは、COP決定書草案の検討を続けた。締約国は、キャパシティビルディング枠組に規定される優先問題の記述方法について議論した。保留された問題には次のものが含まれる：キャパシティビルディングに



残されるギャップの状況を「巨大な」、「相当な」、あるいは「大きな」のどの表現にするか；AWG-LCAの交渉で提起される新しいキャパシティビルディングのニーズおよび優先策への言及；GEFにおけるキャパシティビルディングの「統合手法」への言及。

議定書の下でのキャパシティビルディング (SBI)：このコンタクトグループの会合で、締約国は、COP/MOP決定書草案のパラグラフごとの検討を行った。カナダはアンブレラグループの立場で発言、キャパシティビルディング枠組実施に関する報告書の作成とレビューのための情報収集プロセスについて、文章を提案した。タンザニアはG-77/中国の立場で発言、この枠組の実施成功の評価方法を確立するよう事務局に求める文章を提案した。次のステップについて、G-77/中国は、次の項目に関する記述を提案した：第3回の総合レビューに先立ち、今後5年間での成功を図るパラメーターや分野を特定する；他の作業で明確になった新しい追加的な能力向上のニーズに基づく、今後5カ年の主要な注目分野；決定書2/CP.7（途上国でのキャパシティビルディング）に基づき、それぞれの活動または行動に対する援助を確保する。非公式協議を続ける。

非附属書I国別報告書 (SBI)：非公式協議では、資金援助および技術援助の提供に関する結論書草案をパラグラフごとに検討した。参加者は、特に国別報告書作成に対するGEFからの資金援助の情報（FCCC/SBI/2009/INF.5）について議論し、一部のものは文書の発表の遅れを指摘した。改定文書案に関する非公式協議を続ける。

資金問題 (SBI)：非公式協議は、資金メカニズムの第4回レビューに関する決定書草案にどのような要素を盛り込むか、諸国グループの提案を議論することから始められた。AWG-LCAで規定されるGEFへの追加ガイダンス提供の議論が行われ、一部の参加者は、追加ガイダンスの必要性は想定されていないと指摘した。一部の参加者は、AWG-LCAの成果を先取りすることに反対して警告し、政府間会合のアレンジについて現在進行中の交渉との関連性を指摘、この会議で可能な限り進捗を図るよう求めた。一部のものは、GEFの第4回全体実績調査の最終報告書が発表された時点で、調整を行う必要があると指摘した。共同議長が提案をまとめて決定書草案を作成し、次の会議に回すこととする。

SCCFに関し、SCCFの評価を第4回レビューに入れるかどうか議論し、一部のものは、より多くの情報が利用できるよう、SB 32で議論することを希望した。共同議長がSBI結論書草案を提出し、このグループでの議論にかける。

予算 (SBI)：2010-2011年の2か年プログラム予算に関する非公式協議が、午前中と午後で開催された。参加者は、SBI結論書草案の改定版について検討した。コペンハーゲン会議の成果に基づく追



加活動の可能性の観点から、臨時予算の金額を決定するかどうか、そして後日、SBIが臨時予算を承認する際の大枠が議論の中心となった。議論が続けられる。

政府間会合のアレンジ (SBI) : 政府間会合のアレンジに関する非公式協議が午前中と午後で開催された。参加者は、SBI結論書草案の改定版について議論したが、コペンハーゲンのCOPおよびCOP/MOPのプレナリーでAWGsが報告するタイミングについては意見の不一致は残った。いくつかの締約国は、コペンハーゲンでSBSTAおよびSBI合同会議を開催し、一部の議題項目は2010年5-6月の会合に回すことを希望した。ハイレベルセグメントで非公式非公開の会合を開催する可能性については、いくつかの締約国が懸念を表明した。非公式協議が続けられる。

REDD (SBSTA) : 非公式協議で、締約国はSBSTA結論書草案の審議を再開、「reference levels」そして/または「reference emission levels」への言及に関する疑問が保留事項として残った。その後、締約国は、COP決定書草案の検討に移り、序文について簡単な意見交換を行った。

議定書2.3条と3.14条 (SBSTA/SBI) : コンタクトグループの会議で、締約国は、議定書2.3条(政策措置の悪影響)に関する議長の結論書草案の第1回審議を終了、その後、議定書3.14条(悪影響と対応措置の影響)に関する結論書草案の第1回読み上げを開始した。各パラグラフの冒頭でSBIおよびSBSTAの両方に言及することで両結論書の相互のリンクを図るかどうか議論の中心となった。一部の先進国は、一貫性を保つことの重要性を説いたが、一部の途上国は、この問題は別なところで議論されるべきだと主張した。

議定書3.14条に関し、サウジアラビアはG-77/中国の立場で発言、決定書31/CMP.1(議定書3.14条に係る問題)の実施には段階的手法を用いるよう求めた。オーストラリアは、「最も貧しく最も脆弱な途上国締約国」への言及を提案した。ニュージーランドは、各締約国は悪影響の経験に関する情報交換の道具として国別報告書を用いるべきだと主張した。

特権と免責 (SBI) : 非公式協議で締約国は、議定書の改定、またはCOP/MOP決定書という2つのオプションについて議論した。また構成機関に務める専門家に対し、限定的な免責を提供する方法も議論した。議論は続けられる。

廊下にて

第2週の会議が始まり、多くの参加者が、「ボン2」「ボン3」、それ以降の残された日数の中で、作業をどう構成するか考え始めていた。AWG-LCAは、BAPの緩和に関するパラグラフのうち最初の3つに関する第1回読み上げを終了したが、一部のものは、ボン2で交渉文書の第2回読み上げを終了できるかどうか、疑念を深め、「ここでは終わらないだろうが、ボン3でも終わらない場合はどう



なるのだ」とあるベテランの交渉担当者は首をかしげた。第1回読み上げでは、緩和の総合的な議論が終わらなかったが、火曜日に適応の章の第2回読み上げが開始されることを喜ぶものもいた。「前進だよ、ただ皆の言葉が記録されるまではどういう方向に進むかわからない」とある参加者はコメントした。

事実、AWG-LCA議長が月曜日の午後とした提出文書の締切期限に間に合うよう、コメントを紙に書く作業が、会議後のマリタイムホテルでの主な活動であった：ほとんど全ての小会議室が、夕方まで、自分たちの文書案を作成しようとする参加者で占められていた。ある参加者は、会議室へ戻りながら「これが夕食みたいなものだ」とため息をついて自分のコーヒーカップを指し示した。「まだ月曜日だが、まるで会議最終日の深夜みたいだ」と。

AWG-KPでは、附属書Iの追加排出削減量を議論するコンタクトグループの会議が長時間開催され、続いて火曜日に予定される議題に関する非公式協議がさらに数時間開催された。月曜日の議論の雰囲気について「かなり気のあった」ものだったと評するものもあり、締約国はリラックスしたようで、親しみのあるやり取りを交わすものもいた。「もちろん、全ての締約国が具体的な数値を提示したわけではない」とあるものは指摘した。一部の先進国の参加者も柔軟性メカニズムに十分な関心が寄せられていないことに懸念を表明、他のものは、法的問題グループのマンデートがあまり狭義に過ぎると感じ、嘆いていた。

またコペンハーゲン会議を含め、AWG-LCAや他の組織の今後の会合予定に関する非公式協議も行われた。昼食時にデンマークが開催したCOP 15のサイドイベントには、多くのものが出席した。「おいしいコーヒーと健康的な食事に重点をおいていると聞いてうれしいよ」と1人の参加者はコメントし、「コペンハーゲンでの困難さを考えると、こういったことが重要になる」と付け加えた。

追悼：ベラルーシの代表団およびVladimir Tarasenko氏のご家族に心からの弔意を表す。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development ? DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic



Earth Negotiations Bulletin
SB30

<http://www.iisd.ca/climate/sb30>

Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301